

## 監査公表第17号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月28日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 鈴木達雄

### 第1 監査種別

定例監査・行政監査

### 第2 監査の対象

市民福祉部（こども園）

新城こども園、千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、  
長篠こども園、鳳来こども園、鳳来西こども園、山吉田こども園、  
大野こども園、作手こども園

### 第3 監査に当たった監査委員

近藤 隆、鈴木達雄

### 第4 監査の期間

平成28年10月5日～平成29年3月27日

### 第5 監査の方法

平成28年度の監査実施計画に基づき上記こども園に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各こども園の現地査察を実施した。

### 第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

## 市民福祉部

### 【こども園】

#### 指摘事項

備品管理において、物品一覧表と相違する事例があった。最新の物品一覧表を年度毎に備え付けるとともに、物品管理規則に従い年に1回は現物と照合し確認されたい。

#### 意見

廊下等への物品の設置については、消防法に定める避難経路を確保することは当然であるが、子ども目線での園児の安全確保に留意されたい。